

○八女西部広域事務組合一般廃棄物の最終処分場設置条例

(平成 22 年 12 月 27 日 条例第 5 号)

改正 平成 23 年 9 月 5 日条例第 2 号

(目的及び設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する廃棄物の処理を適正に行うため、一般廃棄物の最終処分場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 一般廃棄物の最終処分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
八女西部広川最終処分場	八女郡広川町大字水原 3898 番地
八女西部立花最終処分場	八女市立花町兼松 1789 番地 1

(管理運営)

第 3 条 一般廃棄物の最終処分場の管理運営については、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 5 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。